

KPI とこれまでのご意見と今後の具体的施策等(検討事項)(案)

※赤字は前回からの追加

資料 7

工程表における記載		KPI (2021年度末の目標) (案)	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等(検討事項)
I 制度の 周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村(平成30年10月時点 470市区町村) (参考値) 成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 制度周知のKPIを設定した時に、どのようにして評価をしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度予算に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」等の活用(厚生労働省) 「任意後見」、「補助」、「保佐」制度の広報、相談等の強化(検討)(厚生労働省)
II 市町村 計画の 策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数(平成30年10月時点 60市区町村) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における成年後見制度利用促進計画の策定が進んでいない。自治体向けの手引書が策定される予定であるが、複数自治体による計画策定についてもノウハウの提供が必要である。 国の次期(2022年度)計画策定を控え、様子見をしている自治体があると思われるため、国の次期計画に向けたスケジュールや進め方を早期に明確にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度予算に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の活用(厚生労働省) 本年4月に市町村計画策定の手引きを提示。(中核機関を複数自治体により整備した場合の市町村計画策定の考え方も含む。)(厚生労働省)
III 利用者が メリット を実感 できる 制度の 運用	適切な後見人等の選任のための検討の促進		<ul style="list-style-type: none"> 最高裁の適切な後見人選任等の検討はそのとおりだと思うが、今もそれぞれの家裁で選任や監督の仕方で大きな差があるので、家裁に「情報提供」だけでなく、現場での運用を徹底すべき。 後見人等の選任の基本的な考え方について報告をさせて頂いたが、これは、現状において可能な運用上の工夫について各家庭裁判所の裁判官等担当者が参加する協議会や研究会の場で問題意識を共有し、議論してもらうとともに、そうした議論も踏まえながら家庭局と専門職団体との間で運用イメージについて議論し、その成果を各家庭裁判所における今後の運用の参考としてもらうために情報提供したものであり、今後、各家庭裁判所において、地域の特性や当該地域の専門職団体との意見交換等を踏まえて更に検討を行うことを促すもの。中核機関等が未だ十分に機能していない現状で過渡期的な運用を検討せざるを得ない難しさはあるが、適切なサポートがあれば後見人としての職責を果たすことができる親族後見人候補者があり、その他の事情を総合考慮してその方を選任することが相当であると考えられるような事案については、できる限り当該親族を後見人に選任し、専門職による親族後見人の支援を検討することが望ましいこと等の運用イメージであり、この点については、これまでの過程を通じて各家庭裁判所とも十分に認識を共有できていると考えている。 	<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所は、自治体や専門職等との間で、後見人等選任の在り方について継続して意見交換を行い、適切な運用の確保に努める。

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
		<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成講座を修了した人が選任されないのは非常にもったいないので活用すべき。 ・選任のあり方、報酬付与のあり方について、専門職との協議をしたと聞いているが、利用する当事者、家族の意見を聞くべき。 ・障害者の場合、成年後見制度の利用が進まない原因の大きな原因として、専門職による後見人の後見活動（後見事務）の内容が後見費用に見合わない事がある。本人に1度も会いに来ないどころか、施設に本人の状況を電話で聞く事もしないで、本人の口座から施設の利用料と後見費用を引き出すだけのような専門職後見人がいまだに多く存在し、こうした声が親の中に広まり後見制度を利用したくない気持ちにさせている。専門職後見人の更なる研修と後見活動（後見事務）の徹底が必要。そのうえで、後見活動（後見事務）に応じた費用制度にすることが必要である。 ・第2回会議の資料3のブルー枠の中、二つ目の○に、中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討とあるが、中核機関がないがゆえに、親族後見人に監督人が付き、その費用負担が生じるのはいかがなものかと思われる。 ・第2回会議の資料3の三つ目の○、後見人選任後も、後見人の選任形態などを定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う、これに関しては質問をさせていただいた。その際、交代は可能であること、また定期的な見直し⇒年一回の家裁への報告の際などが想定されていることとのお答えであったかと記憶している。報告者は現任の後見人だとすれば、果たしてその報告の機会だけをもってして見直しや交代の判断が可能かどうかを危惧するところである。さらには、一度選任された後見人でも、状況が変われば「後見人の交代」が可能であることを、利用者に十分周知することも必要である。 	
診断書の在り方等の検討	<p>[参考] （最高裁において実施済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書の書式の改定 ・福祉担当者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、診断書を作成する医師に提供するための「本人情報シート」を新たに作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書の改定は、本人の状況に応じた適切な類型選択に資するものであると思われる。今後は、保佐・補助の割合が増えることについて検証すべき。KPIを設定することもあり得る。 ・本人情報シートを提出できることは、本人の情報を出来るだけ多く提供したうえで後見類型が決められることはとても良い事と思う。そこで、障害者団体の本人情報シートを上手く使えるように研修をしたいと思うのでご協力をお願いしたい。 	<p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、本年4月から、改定した診断書書式及び本人情報シートによる運用を開始した。引き続き、必要な周知を行い、適切な運用の確保に努める。

工程表における記載	KPI (2021年度末の目標) (案)	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等 (検討事項)
<p>高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等</p>	<p>・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定</p> <p>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県</p> <p>・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入</p> <p>・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定</p>	<p>・後見人の選任・解任、監督、報酬権限を持つ最高裁が後見人の意思決定支援に関わることが実効上非常に大きい。</p> <p>・国の省庁と専門職との検討や相談の仕組みが殆どとなっている。特に本人の意思決定支援については利用者の視点が欠けている状況で本人に対して適格な意思決定支援に基づく後見活動(後見事務)ができるのか疑問に思う。</p> <p>・意思決定支援における関係機関等の役割と連携について、意思決定支援は、被保佐人、被補助人だけでなく、成年被後見人について、より丁寧に検討する必要がある。尾張東部圏域での計画策定にあたり行った本人向け調査では、成年被後見人についても意向調査を行ったが、そのプロセスでより意思決定支援の重要性が確認された。ぜひとも、本人を中心に据えた意思決定支援のあり方について、検討を深めるべき。</p> <p>・後見人等の意思決定支援の在り方について、意思決定支援を最も実践しているのは、例えば、家族、相談支援専門員や強度行動障害支援者など現場の支援者であるので、こうした人に研修などの取組に参画してもらうべき。</p> <p>・実際に判断力が低下した方に関わる後見人が、意思決定支援を十分理解するために、研修をきちんと行うことが最初の第一歩であり、全都道府県で実施すべき。</p> <p>・意思決定支援については、後見人だけでなく支援に関わる者が広くそのコンセプトを理解する必要があることを踏まえ、KPIの中に、各ガイドライン(認知症、障害者)に関する研修の予定についても設定すべき。</p>	<p>・親族後見人を含む後見人等が本人の意思や身上に配慮した適切な後見事務を行うことができるようにすることを旨とし、後見人等による意思決定支援の在り方について、本人の視点を踏まえ、中央において、専門職団体等と連携し、継続して協議を行い、共通認識を形成。(厚生労働省、最高裁)</p> <p>・今年度に、後見人等に対する意思決定支援研修プログラムを、家族、利用者及び現場支援者をはじめとする関係者等のご意見も伺って策定。各意思決定支援ガイドラインの関係性等の整理等。(厚生労働省)</p> <p>・上記プログラムを踏まえ、後見人等に対する意思決定支援研修の全国的実施(検討)(厚生労働省)</p> <p>・今年度老健事業において、意思決定支援にかかる研修講師の養成プログラムを策定予定(厚生労働省)</p> <p>・本年3月の主管課長会議において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムを今後お示しするとともに、研修については自治体が行う研修の補助対象とした旨を周知(厚生労働省)</p>

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
	<p>・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村）</p>	<p>・「中核機関」と聞くと箱ものをイメージしがちだが、重要なのは機能が整っているかどうかである。窓口で相談に乗っている市区町村でも、今回の調査において「機関」としての〇を付けづらい。きちんと相談に乗っているか、とか、相談件数も含めて検証すべき。</p> <p>・専門職と連携をとりながらその知恵を借りることは必要だが、町村のような小規模な自治体では成年後見制度の利用件数等が多くないことから、専門職の確保など費用対効果の面から難しい問題がある。小さい自治体では中核機関を設置することはなかなか難しい。</p> <p>・各施策を推進していく上で交付税措置では弱いことから、補助事業を一層を拡充すべき。</p> <p>・中核機関及び地域連携ネットワークのマッチング機能や支援機能の早期かつ実質的な充実が、基本計画で目指す運用の実現の前提として極めて重要。中核機関及び地域連携ネットワークの機能が不十分な状況下では、親族等の身近な支援者を中心とした後見人選任の在り方や本人の意思決定支援等いずれについても基本計画等において示されているようなあるべき方向性の実現は限定的なものにならざるを得ない。市民後見人の選任についても、中核機関等を通じた適任候補者の推薦が得られることが大きい。最高裁としては、どのように中核機関の設置や機能充実を促進していくのかについて大きな関心を持っており、そのために効果的な中間レビューの過程の在り方についても十分にご議論をいただきたい。</p> <p>・権利擁護支援のツールである成年後見制度は、利用促進基本計画で示されるように全国どの地域でも利用できる環境が整えられなければならない。全国の自治体のうち84%が10万人以下であり69%は5万人以下の自治体であり、これら小規模な自治体では、相談支援など基本的な業務を行うにも適切な人材を配置するだけの事業規模を確保するのが困難である。そのため全国すべての自治体で中核期間が設置されるためには、複数市町村での広域設置に向けた取組もひとつの手法として重要である。広域設置を行う場合には、都道府県の調整機能、指導力が重要であることから、都道府県の体制強化が求められる。</p> <p>・基本計画に基づく利用促進の各施策を進めていく上では都道府県の役割も重要となってくるが、現状ではその関与が薄く、知事会等にも参画して頂く必要がある。</p>	<p>・今年度予算計上の「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の活用（厚生労働省）</p> <p>・市区町村に対する説明・働きかけを加速するとともに、今年度に、中核機関の具体的な立上げ事例集（既存の市町村申立機能を生かして中核機関とした例を含む）を作成（厚生労働省）</p>

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
IV 地域連携ネットワークづくり 市町村による中核機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） 	<p>・今後、中核機関の設置や機能充実を進める上で、都道府県が広域的な観点から適切な調整や支援を行い、適切な役割を果たすことが大変重要。都道府県が家裁の管轄等も考慮しながら市区町村をブロックに分け、検討会の実施を呼びかける等、積極的にイニシアティブをとってくれる場合には、設置に向けた機運や具体的な動きにつながるが、そうした調整や支援が得られない場合には、なかなか取組が進まないこと、都道府県の担当者の中には、中核機関の設置は市町村が主体的に取り組むべきものであり、都道府県が積極的にイニシアティブをとるべきものではない、主導的立場に立つことはできないと認識されている方もおられる向きがあり、こうした点が典型的なあい路となっていることがうかがわれる。中核機関の設置主体が市町村である点で難しさはあるものの、都道府県の後押しは重要と考えられ、中間レビューにおいては、こうしたあい路を念頭においた課題の洗い出しを行い、着実に次のステップに結びつけていく必要がある。</p> <p>・中期的な課題として、成年後見人等の担い手の確保という課題がある。親族後見人は減少傾向にあり、担い手として占める割合は高くない。市民後見人の養成者数のうち成年後見人等に選任されているのは約1割にとどまっており、支援員として活動している場合を含めても約35%である。市民後見人の供給母体が高齢者であることからすると、今後、市民後見人をどこまでのばせるかという問題もある。このように、成年後見人等をどこに担ってもらうのかは重要な課題。中核機関を整備してマッチング機能が備わったとしても、推薦できる候補者がいなければ意味がない。こうした点を意識したKPIの設定も検討されるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見ニーズの増大に対応する担い手を確保するため、市民後見人・親族後見人が裁判所に選任されて後見活動等ができるよう、専門的バックアップ体制の強化（検討）（厚生労働省）

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
	<p>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村）</p>	<p>・市区町村長申立てに係る親族調査に係る通知について、二親等内の親族がいても権利擁護の必要性に応じて申立てができることを、市区町村にきちんと知らせるべき。</p> <p>・日常生活自立支援事業の主体は県および政令市となっているが、市町村実施とすることで、利用促進の取組と一体化して進めることができ、日常生活自立支援事業から成年後見への移行がスムーズになると思われる。</p> <p>・市民後見人の養成講座を修了した人が選任されないのは非常にもったいないので活用すべき。（再掲）</p> <p>・KPIにおける後見人支援機能を備えた中核機関の整備については比較的多くない数値目標が設定されているところ、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善に関しても重要な取り組みなので、司法書士としても専門職としてその機能整備に積極的に関与していきたい。</p> <p>・身上監護の視点から親族後見がふさわしいとの方向が示されましたので、真に本人のための成年後見にするために、親族に対する後見活動（後見事務）の研修が必要。制度として設けるべき。</p> <p>・親族後見人については、不正防止等の観点からは研修等を行うことが考えられ、親族後見人への研修内容やスキルアップの在り方を検討すべき。</p>	<p>（高齢者関係）</p> <p>・二親等以内の親族がいる場合の市区町村申立てについては、平成17年通知と同日付の老健局計画課長事務連絡において、「本人に2親等以内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない」旨を周知済み。また本趣旨については本年3月の全国課長会議の場において、改めて自治体向けに周知。</p> <p>（障害者関係）</p> <p>・二親等以内の親族がいる場合の市区町村申立てについては、平成17年通知において、二親等以内の当該親族が支援しない場合は、審判請求ができる旨を周知済み。今後、自治体職員向けの各種研修会の機会等を通じて、改めて周知。（厚生労働省）</p> <p>・日常生活自立支援事業については、令和元年度から、各社協において成年後見制度への適切な移行のための契約審査会の活用を促すこととしており、その実施状況を踏まえてさらに検討。（厚生労働省）</p> <p>・市民後見人・親族後見人が裁判所に選任されて後見活動等ができるよう、専門的バックアップ体制の強化（検討）（厚生労働省）（再掲）</p>

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
<p>地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の指標として、広報・相談機能から入ることも重要だが、他方で、地域連携ネットワークの構築につなげる観点から、地域の専門職や地域包括の職員などが集まって地域の実情を出し合う場としての協議会を設置することも、指標として重視すべき。 ・中核機関と地域包括支援センターの権利擁護業務等との連携が重要。また、都道府県事業として、老健局の高齢者権利擁護推進事業があるが、介護や福祉関係者等に対する研修としては、成年後見制度も一体的にとらえた研修をすべき。 ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必ずしもスムーズに進まないのは首長申立てが適切に行われていないからであり、この点の課題を解決していくべき。 ・首長申立ての実施件数は、地域格差、高齢者と障害者の各取組における差異をあらわす重要な指数と考えられる。格差・差異を埋めていくことも大事。都道府県単位での研修を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に、地域連携ネットワーク及び中核機関の先進的事例等の収集及び周知のための事例集の作成等（厚生労働省） ・今年度から、国による中核機関職員や市町村職員等に対する研修（市町村長申立含む）の実施（厚生労働省） ・今年度予算に計上した「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」（県が実施する研修を含む）の活用（厚生労働省）

工程表における記載		KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	金融機関における自主的取組のための検討の促進等	<ul style="list-style-type: none"> ・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上 （平成30年12月末時点 約12%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止に関する支援預金等の取組には一定の広がりが見られるが、まだまだ信金・信組に限定されており、引き続き、取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書の周知・活用、後見制度支援預金等に関する金融機関の取組状況の把握・周知等（金融庁） ・各金融機関における自主的な取組を踏まえ、成年後見における預貯金管理に関する勉強会のフォローアップを実施（法務省、金融庁、最高裁） ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討（法務省、金融庁、最高裁）
	取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の検討	<ul style="list-style-type: none"> ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人が多額の預金を引き出してしまうことも問題。将来的には制度の抜本的な見直しも必要である。 	
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場の関係者の参考となる考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医政のガイドラインについてはこの方向で進めていただきたい。ただ、「身元保証」という言葉を用いることの適否については検討いただきたい。 ・身元保証の問題は、地域では身寄りのない人の権利擁護のための重要な課題となっており、早期に解決すべき。その点、このガイドラインは、成年後見人等の役割と関わりを整理していただいている。ガイドラインに示されている内容は、医療従事者と後見人等双方の共通理解が必要だと思われるため、医療機関や医療従事者のみならず、法律職、福祉職などの専門職後見人等にも積極的に周知すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの発出（厚生労働省） ・自治体向けの全国会議等での周知（厚生労働省）
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 188法律 		<ul style="list-style-type: none"> ・法案が成立した場合、関係省庁において、改正法の円滑な施行及び法律に基づかない欠格条項（政省令等）の見直し等（内閣府） ・会社法、一般社団・財団法人法における欠格条項の見直しに向けた検討（法務省）

工程表にない項目（基本計画には記載されている事項）

基本計画における記載	KPI（2021年度末の目標）（案）	これまでのご意見	KPI達成に向けて考えられる今後の具体的施策等（検討事項）
<p>①任意後見制度等の利用促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・保佐、補助、あるいは任意後見の利用は低迷しており、基本計画の理念はほぼ実現していない。任意後見はもっとも推奨すべき。 ・任意後見は世界的にみて進んできているが、日本では進んでいないので、しっかりと取り組んでいくべき。 ・障害者権利条約との親和性の高い補助類型の活用が求められていると考えられ、補助が低迷している原因を最高裁は分析すべき。 ・任意後見監督人の選任を促す方策を検討すべき。イングランドやその他の国のように、登録と監督を有機的に結びつけた仕組みを検討すべき。 ・任意後見の移行型を中心として好ましくない事象がある。公証人が所属する国の機関などを通じて実態を把握し、所要の調査研究を進めるべき。 ・「任意代理が有効であれば任意後見は不要」という有権解釈の再検討が必要である。成年後見制度の潜脱につながっている。 ・判断能力が低下しても任意代理を進めていくことには一考の余地がある。 ・本人が意思能力を消失しても、その任意代理人が預貯金の払出しをすることができる新たな商品が出てきているが、成年後見制度の潜脱ではないか。 ・家族信託について、成年後見制度を潜脱するものが多くあり、その一つの要因は、信託法の規制緩和であり、民事信託分野における規制についてあらためて検討すべき。 ・信託業を所管している観点から、家族信託を斡旋している業者についての指導がどのようにあるべきか検討すべき。さらにいわゆる信託口座と言われるものの統一的な取扱いについても検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「任意後見」、「補助」、「保佐」制度の広報、相談等の強化（検討）（厚生労働省） ・任意後見制度の運用に関する調査の実施（法務省）

<p>②制度の利用に係る費用等に係る助成</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・利用支援事業の充実(首長申立や後見類型に限定しないこと)が必要である。 ・利用支援事業については、報酬算定の在り方の検討とも密接に関係する。高齢事業の必須化や、首長申立に限定しない運用などを含め、しっかりと進めていくことが必要である。 ・利用支援事業について、専門職の報酬がほとんど無いという事案もあり、意思決定支援の手間も踏まえると、その充実を検討すべき。 	<p>(高齢者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件については、本年3月実施の全国課長会議にて、当室より以下の内容について、自治体に周知 「当該事業については、任意事業ではあるものの、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施市町村におかれては、当該事業を実施すること ・ 本人・親族申立を契機とする場合も対象とすること ・ 後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱いとすること」 <p>(障害者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用支援事業の対象者については市町村長による後見等の審判請求に限定していたところであったが、事務連絡「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について(平成20年3月28日)」を発出し、平成20年4月より必要とされる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に拡大している。 ・成年後見利用支援事業については、主管課長会議等を通じて事業の拡充を自治体に依頼。(厚生労働省)
--------------------------	--	--	--	--